

過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。
2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。

②過疎地域は総務省調べ。

③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率 = 幼稚園就園率 + 保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】

(第2回・第3回 保育事業者検討会 委員提出資料(抜粋))

(参考) ※下記は(社)全国私立保育園連盟として全国の保育園に向けて呼びかけている提案事項です。

ホーム保育(=家庭的保育)とマイ保育園(=かかりつけ保育園)制度について

【課題意識】(考え方)

待機児童が集中している地域などにおいて、認可保育園の拡大が困難な状況の場合、家庭等のスペースを活用して、ニーズに対し柔軟に対応していく仕組みを構築する。この場合、一定の質を確保するため、認可保育園との連携を図った制度とし、市町村事業とに連携を密にしながら、乳児家庭全戸訪問事業のフォローアップのためにも、保育園が個々の家庭と連絡できるようにし、家庭支援の核となっていく。

【具体的提案】

1) 「ホーム保育」(家庭的保育)

○中心になる認可保育園と連携することを基本とし、3歳未満児の保育の受け皿として近隣家庭や、地域の公民館などの空きスペースを開放し、(仮)「ホーム保育」として拡大を図る。

○中心保育園には「ホーム保育」をバックアップするため「保育コーディネーター」を配置し、中心園との園児の交流や保育実施に伴う保育者の研修、保育相談等を行う。

○認可の要件

- ・対象 3歳未満児 3～6名
- ・保育室 (家庭などの空きスペースを活かして、最低基準に照らして、広さに応じて受け入れ定数の拡大は可能とする。ただし6人まで)
- ・保育体制 保育士または看護師の有資格者
職員定数は年齢別最低基準定数の配置(最低2名)
- ・調理体制 中心保育園からの支援体制をとる。
- ・行事等 中心保育園の行事等可能な活動に参加する。
- ・職員研修・休暇等の体制 中心園から支援体制などにより研修や休暇などを実施する。

*なお資格要件については、将来ファミリーサポートセンター、在宅支援サークル活動などなどの子育て支援者養成と同様に、独自資格を検討していくことも考えられる。

2) マイ保育園(かかりつけ保育園)

認可保育園が蓄積してきた保育に関する技術と能力を、地域の在宅子育て家庭に生かす。

○妊娠から幼児までの子どもを、最寄りの保育園に登録する

登録園の役割

- ・妊娠から誕生、幼児までの育児不安や離乳食などの相談
- ・「保育コーディネーター」を中心に在宅の親子の支援活動
(親子ひろば開設、育児講座の開催、親子サークル支援など)

3) 実施主体：市町村

4) 補助対象・補助内容

- ・「ホーム保育」「かかりつけ保育園」を採用する中心保育園に対して保育コーディネーター1名配置
- ・「ホーム保育」の園児には年齢別保育単価/保育料が適用される。(要検討)
- ・スペース料 等

5) 事業の展開、その他

- ①既存の市町村が行っている同種の事業について、整合を図るとともに、本制度に活用していく。
- ②全国私立保育園連盟がルネッサンス運動の一環として主唱し、地方組織や会員園が地域に対して公募し、呼びかける。
例：ポスター貼付 「ホーム保育を開設しませんか」
「赤ちゃんが誕生したら、登録してください『かかりつけ保育園』」

検討の視点

- 児童人口が著しく減少した地域を含め、すべての子どもに、地域の子ども集団の中での成長を保障する観点から、地域の保育機能の維持向上の意義を考える必要があるのではないか。
- 認可保育所(小規模保育所)として保育所運営費が支弁されるためには、過疎地域であっても定員20人以上が必要とされている。一方、別の枠組みとして、へき地保育所(認可外保育施設)が平均入所児童数が10人以上で足りるものとして一定の支援対象となっている。また、家庭的保育事業については、家庭的保育者と補助者が、5人までの乳幼児を保育することを念頭においている。

こうした現行制度と、子ども集団の中での成長を保障する観点を踏まえ、児童人口が著しく減少した地域における定員規模の要件・事業運営方式・財政支援のあり方をどう考えるか。
- 児童人口が著しく少ない地域については、対象となる子どもの年齢に応じ、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの各種施設を設置することに困難があることも多く、関係者からも、保育所が地域の幅広い子育て支援の中核的な役割を果たしていくことに大きな意義があると指摘されている。

こうした指摘も踏まえ、地域の子育て支援の拠点として、また、地域社会の核としての保育所の多機能化を支援する仕組みをどうしていくか。
- 現に過疎地域における保育利用率は全国に比べ高いこと、現行のへき地保育所の入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童についても可能とされていることも踏まえ、児童人口が著しく減少した地域、また周辺に幼稚園がない地域における保育所の機能と、保育の必要性の判断基準をどう考えるべきか。
- 児童人口が減少した地域において、保育を必要とするか否かにかかわらず、子ども集団を保障することが可能な仕組みとして認定こども園制度の活用も考えられるが、新制度における位置付けをどう考えるか。